

令元福個答申第2号
令和元年11月8日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(保健福祉局健康医療部保健予防課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の利用停止請求に係る却下決定処分に対する
審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第1項の規定に基づき、平成30年10月11日付け保予第883号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第132号

「平成〇年〇月〇日付け診断書(通院医療費公費負担用)に記載された個人情報」
の利用停止請求却下決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「平成○年○月○日付け診断書（通院医療費公費負担用）に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）の利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った利用停止請求却下決定処分（以下「本件処分」という。）は、結論として妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る平成30年6月6日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ① 平成30年3月23日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第42条の規定に基づき、本件利用停止請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報利用停止請求書の「利用停止請求に係る保有個人情報の内容」欄に、次のように記述している。

「平成○年○月 精神通院（医療用）診断書」

また、審査請求人は、「利用停止請求の趣旨及び理由」欄の趣旨を「利用の停止」及び「提供の停止」としており、理由として次のように記述している。

「虚偽内容である」

- ② 平成30年6月6日、実施機関は、審査請求人が本件利用停止請求を求める理由は、条例が定める保有個人情報利用停止請求の理由に該当せず不適法であるとして本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- ③ 平成30年9月10日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として審査庁である福岡市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び令和元年7月29日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 条例第10条違反について

実施機関の職員は、次に述べるとおり、平成○年○月○日付け診断書（通院医療費公費負担用）（以下「本件診断書」という。）に記載された虚偽の本件個人情報の内容を基に審査請求人に対する偏見に満ちた不正処理や虚偽説明、差別的取扱いを行っており、このことは条例第10条に違反するため、本件個人情報の利用停止、消去を強く求める。

ア 平成30年5月24日、実施機関は、事実や条例・要綱等に反して、審査請求人が本件利用停止請求を取り下げた旨の文書を送付した。

イ 実施機関の職員は、本件個人情報の情報管理に関する審査請求人からの質問に対し、福岡市で検索による利用が可能な状態で保有されているにもかかわらず、利用するのは精神保健福祉センターのみであり、利用する情報は病名と医療機関名のみである等の虚偽説明を行った。

ウ 本件処分後に、区の保健福祉センターで「よかドック」（特定健診）を申し込んだ際、同センターの職員から車椅子が他の受診者への迷惑行為になるから別のところに行くようにとの差別的な取扱いを受けた。当該職員が本件個人情報を見て発言したのかはわからないが、そのような意識の低い職員がいる組織に本件個人情報が保有されていると犯罪が起こる可能性が高い。

② その他

ア 本件診断書を記載した医師は、平成●年●月●日付けで勤務先の病院を退職しており、本件診断書作成時点では審査請求人の主治医ではなかったにも関わらず、本件診断書を不正に作成している。また、本件診断書に記載された病名や他の本件個人情報の内容も虚偽である。

不正に作成された虚偽診断書は無効であり、本件個人情報は速やかに消去されるべきであるし、自立支援の公費負担期間はすでに終了しているため消去は可能であり、本件個人情報を福岡市の保有個人情報として利用可能な状態とするのは不適切である。

イ 条例の目的に照らして、ミスがあれば可能な限り速やかに訂正等に応じるのが行政の責務であり、適正な事務を行わなかった言い訳に条例を用いるのではなく、適正事務を行うための条例であることを再認識すべきである。

ウ 本件利用停止請求が不適法として却下される前に、本件診断書が適切かの審査が行われるべきである。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、保有個人情報利用停止請求却下決定通知書、弁明意見書及び平成31年4月22日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 本件利用停止請求の理由と本件処分の妥当性について

本件個人情報の内容が虚偽であるという理由は、条例第42条第1項各号のいず

れにも該当せず、本件処分は正当なものである。

② 条例第10条違反について

- ア 実施機関は、平成30年5月24日付けで、審査請求人が本件利用停止請求を取り下げるとして処理した旨の手紙を審査請求人に送付したが、これは、本件利用停止請求の受付後に、実施機関が審査請求人に電話で本件利用停止請求の理由について確認したところ、審査請求人が、請求理由に該当する項目がなく条例上の要件を満たさないことを認めたので、審査請求人が請求を取り下げる意向だと判断したものであって、条例第10条に違反する事実はない。
- イ 本件診断書自体は、自立支援医療を適用するための審査に利用するのみで、他の事務に利用することはない。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件利用停止請求の理由と条例第42条第1項各号該当性について

① 本件利用停止請求の理由について

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び当審議会審査請求部会における口頭意見陳述において、実施機関による条例第10条違反を主張するが、本件処分前の時点では、保有個人情報利用停止請求書（規則様式第17号）の「理由」欄の1から6まで、すなわち、

- 「 1 第8条違反
2 第10条違反
3 第10条の2第1項及び第2項ただし書違反
4 番号法第20条違反
5 番号法第28条違反
6 第10条の2第3項本文違反 」

のいずれにもマルを付さず、同じく「理由」欄の「(違反の内容)」として「虚偽内容である」とだけ記載していることは、上記2、(2)、①より明らかである。

また、実施機関によれば、本件利用停止請求の受付後に、上記「理由」欄の1から6までのいずれに該当するかを実施機関が審査請求人に電話で確認したところ、いずれにも該当しないようだという趣旨の回答があったとのことであり、その後、本件処分に至るまでの間に、審査請求人から実施機関に対し条例第10条違反その他の理由が追加された事実も認められない。

これらの経緯を踏まえ、本件利用停止請求は、本件個人情報の内容が虚偽であることを理由としたものであることを前提として、以下、当該理由が条例の定める利用停止請求の要件に該当するか否かについて、検討する。

② 条例の定めについて

条例第42条第1項は、何人も、自己を本人とする保有個人情報同項各号のいずれかに該当するときは、条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる旨規定している。

同項は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するためのものであり、利用停止請求をすることができるのは、保有個人情報が、収集・保管に関する制限（条例第8条及び番号法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をいう。以下同じ。）第20条）、目的外の利用・提供に関する制限（条例第10条及び第10条の2）又は特定個人情報ファイルの記録制限（番号法第28条）のいずれかの規定に違反して取り扱われていると思料するときに限られる。

③ 本件利用停止請求の理由の条例第42条第1項該当性

本件個人情報の内容が虚偽であるという本件利用停止請求の理由が、条例第42条第1項各号のいずれにも該当しないことは、上記②より明らかである。

(2) 本件利用停止請求の適法性と本件処分の当否について

実施機関は、本件利用停止請求の理由が条例第42条第1項各号のいずれにも該当しないことが不適法であるとして本件処分を行っているので、以下、その当否について検討する。

条例第19条第3項においては、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」と規定しており、利用停止請求にも同項の規定が準用されている（条例第43条第2項）。

「形式上の不備」とは、例えば保有個人情報開示請求であれば、条例第19条第1項各号の記載事項（①請求者の氏名等、②請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項、③その他規則で定める事項）が記載されていない場合のほか、請求書の記載が不十分であるため請求に係る個人情報が特定されない場合や本人確認のために必要な書類の提示等がなされない場合などが含まれ、これらの不備について開示請求者が補正に応じない場合は、当該請求を却下することとなる。

他方、ある申請が当該申請をすることができる理由を満たしているかどうかについては、一般的には、形式上の要件ではなく実質上の要件であるとされ（平成27年3月「福岡市行政手続条例の手引（改訂版）」19頁参照）、本件利用停止請求が条例第42条第1項各号のいずれにも該当しないことを理由にこれを拒否するのであれば、不適法として却下するのではなく、利用停止拒否決定を行うのが本来の手続であったと解される。

しかしながら、不適法却下及び利用停止拒否決定のいずれも法的効果において実質的な差異はなく、本件処分を取り消して改めて利用停止拒否決定を行う実益に乏しいことに加え、保有個人情報利用停止請求書の「理由」欄にマルが付されていない点について実施機関が本件処分前に審査請求人に確認を求めたところ、いずれにも該当し

ない旨の回答であったという事情も踏まえれば、実施機関が本件処分を行ったことは、結論として妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

① 条例第10条違反について

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び当審議会審査請求部会における口頭意見陳述において、具体的な事例を挙げて実施機関による条例第10条違反を主張するので、念のためこれらについても検討したが、審査請求人が上記3、(1)、①のアからウまでに述べるような事実があったとしても、これらの事実が条例第10条違反に当たるとはいえない。

② その他の主張について

審査請求人は、不正に作成された診断書は無効であり本件診断書やそれに基づく本件個人情報速やかに消去されるべきこと、ミスがあれば可能な限り速やかに訂正等に応じるのが行政の責務であること、本件利用停止請求が不適法として却下される前に本件診断書が適切かの審査が行われるべきであることなども主張するが、いずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成30年10月11日	審査庁から諮問
平成30年11月14日	実施機関から弁明意見書を受理
平成30年12月21日	審査請求人から反論意見書を受理
平成31年 3 月25日 (第202回審査請求部会)	審議
平成31年 4 月22日 (第203回審査請求部会)	実施機関から意見聴取及び審議
令和元年 5 月29日 (第204回審査請求部会)	審議
令和元年 6 月27日 (第205回審査請求部会)	審議
令和元年 7 月29日 (第206回審査請求部会)	審査請求人から意見聴取及び審議
令和元年 8 月 9 日 (第207回審査請求部会)	審議
令和元年 9 月27日 (第208回審査請求部会)	審議

令和元年10月30日（第209回審査請求部会）

審議